

平成20年3月17日  
環境あきた創造課八郎湖環境対策室  
電話 018-860-1631

## 「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）」の策定について

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）（案）については、平成20年3月5日に湖沼水質保全特別措置法に基づき、環境大臣に対して協議しておりましたが、3月18日の公害対策会議（関係省庁大臣級会議）の了承を経て、環境大臣の同意が行われることとなりました。

同計画については、平成20年3月25日付け秋田県公報で告示することとしております。

（別添 八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）（案））

### 1 八郎湖に係る湖沼水質保全計画の経緯

八郎湖については、平成19年9月28日に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を申出を行い、同年12月11日に全国11番目の指定湖沼に指定された。

これを受けて、県では、平成24年度までの各種対策を盛り込んだ「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）（案）」を策定し、平成20年3月5日に国に対して協議を行っていた。

### 2 湖沼水質保全特別措置法の概要

湖沼水質保全特別措置法では、環境大臣が特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるとして指定した指定湖沼について、関係都道府県が湖沼水質保全計画を策定し、水質保全対策を総合的かつ計画的に進めることとしている。

なお、湖沼水質保全計画の策定に当たっては環境大臣の同意が必要とされている。